

鳥取県港湾管理条例第2条の2第3項の制限期間を指定する公示

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律（平成16年4月14日法律第31号）に基づく「鳥取港千代地区1号埠頭施設」及び「鳥取港国際水域施設」の制限区域への立入を制限する期間を、鳥取県港湾管理条例第2条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定します。

制限期間内は、制限区域内への立ち入りは認められた場合以外はできませんので、お知らせします。

令和8年5月28日

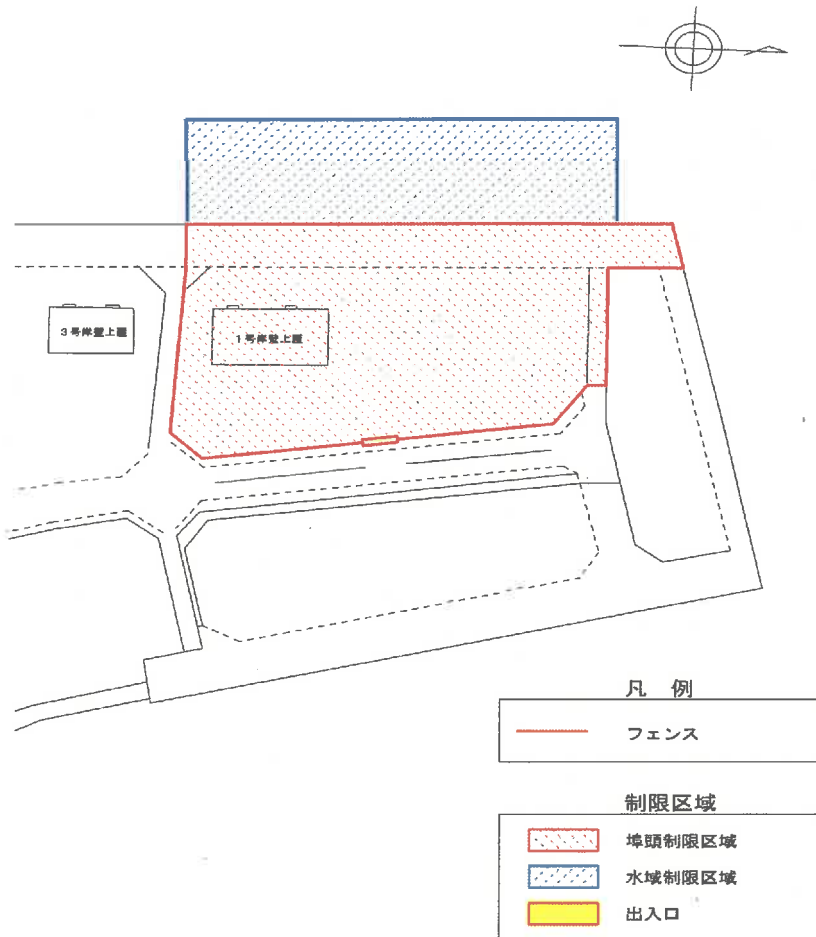
鳥取県鳥取港湾事務所長 小屋 隆志



記

- 1 制限期間
- 【埠頭区域】 下図赤色部分  
令和8年5月30日（土） 午前8時から  
令和8年6月 1日（月） 午後6時まで
- 【水域】 下図青色部分  
令和8年5月30日（土） 午前8時から  
令和8年6月 1日（月） 午後6時まで

2 制限区域



# 外航船入港に係るの 制限区域への 立入制限期間 公 示

## 【埠頭区域制限期間】

5月30日(土)午前8時から  
6月 1日(月)午後6時まで

## 【水域制限期間】

5月30日(土)午前8時から  
6月 1日(月)午後6時まで